

2024年9月4日

ひかりTV対応受信装置レンタルサービスに関する利用規約

このたび、2024年9月5日をもって「ひかりTV対応受信装置レンタルサービスに関する利用規約」を以下のとおり改定いたします。会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する規約と新旧対照表

「ひかりTV対応受信装置レンタルサービスに関する利用規約」

対象の条文	変更点	
第12条第2項	新	前項に定める受信装置の種別の変更に関する契約（以下、「変更契約」といいます。）は当社が変更契約を承諾することにより成立するものとします。
	旧	受信種別の変更に関する契約（以下、「変更契約」といいます。）は当社が変更契約を承諾することにより成立するものとします。

対象の条文	変更点	
第12条第4項	新	本条第1項及び2項に定めるほか、当社は受信装置の一部の種別の取扱い終了などひかりTVサービスの提供の都合上やむを得ない場合において、契約者に対して相当期間前までに周知又は通知することにより、受信装置の種別変更を行うことができるものとします。
	旧	—